規格番号: JIS C 8222:2021

	技術基準		該当	規格		補足		
	条項	ĺ	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
第	$\ddot{-}$	条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
第	1	項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える	□非該当		及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
				おそれがないよう設計されるものとする。		箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
						8.1	8.1 機械的設計	
						8.1.1	8.1.1 一般事項	
							漏電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は	
							周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計	
							及び構造でなければならない。	
第	\equiv	条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当	箇条5	箇条5 漏電遮断器の特性	
第	2	項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当	5.2.1.2	5.2.1.2 定格絶縁電圧 (Ui)	
				良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。			漏電遮断器の最大定格電圧は、いかなる場合でも定格絶	
							縁電圧を超えてはならない。	
						5.2.1.3	5.2.1.3 定格インパルス耐電圧 (Uimp)	
							漏電遮断器の製造業者が宣言する定格インパルス耐電圧	
							は、規定した定格インパルス耐電圧の標準値以上でなけ	
							ればならない。	
						附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
						箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
						8.3.0B	8.3.0B 断路能力	
							漏電遮断器は、断路機能をもたなければならない。	
						附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	

規格番号: JIS C 8222:2021

<u>λητη - Τ ι</u>	個用确電巡断奋一週電流保護装直	1.1 G (KCDO	5)	
			箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
			8.3.0B	8.3.0B 断路能力
				断路機能を表示する漏電遮断器は、断路機能をもたなけ
				ればならない。
			附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
				及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
			箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
			8.1	8.1 機械的設計
			8.1.1	8.1.1 一般事項
				感度電流の設定又は規定の時延時間の設定用に特別に意
				図したものを除いて、漏電遮断器の漏電動作特性が変更
				できてはならない。工具の使用等、意図的な操作を除き、
				簡単に設定の切替えができてはならない。どのような方
				法であっても、漏電遮断器の機能を不能にするか妨害し
				てはならない。
			8.1.4	8.1.4 ねじ、通電部品及び接続部
				設備に漏電遮断器を取り付けるときに使用するねじは、
				次のようなものでなければならない。
				ーねじ山切削タイプを使用しない
				一絶縁材料のねじ山とかみ合うねじは、ねじ穴又はナッ
				トにねじを確実に挿入することができる、等
			8.1.5	8.1.5 外部導体用端子
				外部導体用端子は、次のようなものでなければならない。

規格番号: JIS C 8222:2021

規格名:仕毛及び類化	設備用漏電遮断器-週電流保護装置	in さ(RCBO	S)		
				- 端子に導体を締め付ける手段は、他の部品を固定する	
				ために用いない	
				ーねじ及びナットは、JISのメートルねじ山、又はピッチ	
				及び機械的強度が同等以上のねじ山をもつもの、等	
			8.5	8.5 動作特性	
				漏電遮断器の動作特性は、漏電状態又は過電流状態の下	
				で規定の動作特性の要求事項を満たさなければならな	
				V ′₀	
			8.7	8.7 短絡電流における性能	
				漏電遮断器は、短絡動作の間に操作者を危険にさらして	
				はならない。	
			8.14	8.14 漏電遮断器のインパルス電圧によるサージ電流不要	
				動作性能	
				漏電遮断器は、負荷設備の静電容量によって大地に流れ	
				るサージ電流、及び設備内のフラッシオーバによって大	
				地に流れるサージ電流に十分耐えなければならない。	
			箇条9	箇条9 試験	
			9.5	9.5 外部銅導体用ねじ式端子の信頼性試験	
				端子に規定する最大断面積の銅のより線及び/又は可と	
				う線を接続し、規定するトルクで締め付けたとき、保持し	
				ている装置から導体のより線の外れがあってはならな	
				V%	
				端子は、製造業者によって指定がない場合、硬導体(単線	

規格番号: JIS C 8222:2021

規格名:仕毛及び類似	以設備用漏電遮断器一週電流保護装置	iffさ(RCBOs	s)	
				又はより線)及び可とう線の全ての種類の導体が接続で
				きなければならない。
			9.7	9.7 絶縁性能及び断路能力
			9.7.6	9.7.6 主回路に接続された制御回路の絶縁抵抗測定中の
				直流高電圧耐量に対する性能
				漏電遮断器は、規定の試験に適合しなければならない。
			9.9	9.9 動作特性の検証
			9.9.1	9.9.1 漏電状態の下での動作特性の検証
				全ての漏電遮断器は、規定の試験に適合しなければなら
				ない。
			9.22	9.22 信頼性の検証
			9.22.1	9.22.1 環境試験
				規定する環境試験状態の下で、漏電遮断器は、規定の試験
				に適合しなければならない。
			附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された漏電遮断器及び漏
				電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事項
				及び試験
			G.5	G.5 組立要求事項
			G.5.3	G.5.3 機械的要求事項
				遮断器及び漏電ユニットは、互いに正しい方法で装着で
				き、かつ、不正な組立を防止するように設計していなけれ
				ばならない。引外し機構を結合する部品は、緩んではなら
				ない。組立のための固定手段は、緩み止めしていなければ

規格番号: JIS C 8222:2021

/yullar		(個用個电巡例的一週电视体護表直	116 (Kepe	5/	·	
					ならない。	
				附属書J	附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の漏電遮断器の	
					個別要求事項	
				J.8	J.8 構造要求事項	
				J.8.5	J.8.5 端子の設計及び構造	
					端子の設計及び構成は、次のようでなければならない。	
					一各導体を個々に締め付ける	
					ー接続又は取り外しのとき、導体を同時又は個別に、接続	
					又は取り外しができる	
					- 導体が不完全な挿入とならない	
				附属書JA	附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器	
					次の試験を行ったとき、適切に動作しなければならない。	
					ー過電圧検出装置の動作特性	
					一過電圧動作時間	
					一周囲温度の変化及び電源電圧の変動に対する動作過電	
					圧、等	
第三条	安全機能を有	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
第 1 項	する設計等	態の発生を防止するとともに、発生時にお	□非該当		及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
		ける被害を軽減する安全機能を有するよう		箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
		設計されるものとする。		8.1	8.1 機械的設計	
					漏電遮断器の開閉専用中性極は、他の極より後から開路	
					し、先に閉路しなければならない。	

規格番号: JIS C 8222:2021

79610-	- · -			11C (Rebo	1	
第	三条	安全機能を有	電気用品は、前項の規定による措置のみに	■該当	箇条6	箇条6表示及び他の製品情報
第	2 項	する設計等	よってはその安全性の確保が困難であると	□非該当		漏電遮断器には、次の事項を表示しなければならない。
			認められるときは、当該電気用品の安全性			ー製造業者名又は商標
			を確保するために必要な情報及び使用上の			一製品区分
			注意について、当該電気用品又はこれに付			・形式、カタログ番号又は製造番号
			属する取扱説明書等への表示又は記載がさ			・規格番号、等
			れるものとする。			一定格電圧、定格周波数、定格電流、定格感度電流、等
					附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
						及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
					箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
					8.5	8.5 動作特性
					8.5.2	8.5.2 過電流状態
						漏電遮断器は、基準温度と異なる周囲温度に対する、引外
						し特性の変化の情報を準備しなければならない。
					箇条9	箇条9 試験
					9.9.2	9.9.2 過電流状態の下での動作特性の検証
						漏電遮断器の瞬時引外しの試験において、各回の動作後
						に表示装置は、接点の開路位置を示さなければならない。
					附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び
						漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事
						項及び試験
					G.4	G.4 表示、その他、製造業者からの情報
					G.4.2	G.4.2 表示
						遮断器には、組み合わせることができる遮断器の最大定

規格番号: JIS C 8222:2021

WITT 11 • II		(個用個电巡例品—则电侃休護表直	11.9 (KCDO	3/		
					格電流等を表示しなければならない。	
				附属書J	附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の漏電遮断器の	
					個別要求事項	
				J.6	J.6 表示	
					端子へ導体を挿入する前に剝ぎ取る絶縁被覆の長さを示	
					す適切な表示がなければならない。	
				附属書K	附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項	
				K.6	K.6 表示	
					平形接続端子の製造業者の名称又は商標、形式名等を表	
					示しなければならない。	
				附属書JA	附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器	
				JA.4	JA4 表示	
					単相3線式中性線欠相保護機能付であることの表示等を	
					表示しなければならない。	
第 四 条	供用期間中に	電気用品は、当該電気用品に通常想定され	■該当	附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
	おける安全機	る供用期間中、安全機能が維持される構造	□非該当	箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
	能の維持	であるものとする。		8.6	8.6 機械的及び電気的耐久性	
					漏電遮断器は、機械的及び電気的に十分な操作回数を遂	
					行できなければならない。	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.10	9.10 機械的及び電気的耐久性能の検証	
					漏電遮断器は、規定の回数の閉・開路操試験後、標準試験	
					指が充電部に接触できるようなエンクロージャの損傷を	

規格番号: JIS C 8222:2021

L-L及U類例的	一则电侧体谩衣胆	16 (KCDO)	3/		
				生じてはならない。	
			附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
			箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
			8.6	8.6 機械的及び電気的耐久性能並びに過負荷開閉性能	
				漏電遮断器は、機械的及び電気的に十分な操作回数を遂	
				行できなければならない。	
			8.17B	8.17B 差込接続式漏電遮断器に対する追加要求事項	
				差込接続式の漏電遮断器の刃受けに規定の試験を行った	
				とき、規定する開閉性能及び刃取付部強度性能に適合し	
				なければならない。	
			箇条9	箇条9 試験	
			9.10	9.10 機械的及び電気的耐久性能並びに過負荷開閉性能の	
				検証	
				漏電遮断器は、規定の回数の閉・開路操試験後、標準試験	
				指が充電部に接触できるようなエンクロージャの損傷を	
				生じてはならない。	
			附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
				及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
			箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
			8.1.4	8.1.4 ねじ、通電部品及び接続部	
				電気的及び機械的接続部は、製造業者が意図する通常使	
				用状態の下で生じる機械的応力に耐えなければならな	
				V '>	
 l					

規格番号: JIS C 8222:2021

/ <u>/</u> /		一则电侧休喽表直	11 C (Kepe	3/		
				8.7	8.7 短絡電流における性能	
					充電された導電部間又は充電された導電部と大地との間	
					でフラッシオーバを生じることなく、規定回数の短絡電	
					流遮断を実施できなければならない。	
				8.8	8.8 機械的衝撃及び打撃に対する耐性	
					漏電遮断器は、取付中及び使用中に受けるストレスに耐	
					えるだけの機械的性能をたなければならない。	
				8.16	8.16 信頼性	
					漏電遮断器は、部品の劣化を考慮し、長期間の給電後でも	
					動作に信頼性がなければならない。	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.23	9.23 電子部品のエージング試験	
					漏電遮断器を規定の環境温度で定格電流を通電したと	
					き、漏電遮断器の電子部品は、損傷があってはならない。	
				9.25	9.25 耐食性試験	
					規定の耐食試験において、部品の表面はさびの兆候を示	
					してはならない。	
				附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び	
					漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事	
					項及び試験	
				G.6	G.6 形式試験及び検証	
				G.6.2	G.6.2 漏電ユニットの試験	
					漏電ユニットは、ねじ、通電部品及び接続部の信頼性試験	

規格番号: JIS C 8222:2021

規格番号: JIS C 8222:2021

(開力) 相	(=====	7.3	7.3 汚損度	
			この規格に適合する漏電遮断器は、汚損度2の環境を適用	
			しなければならない。	
		附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
			この附属書で扱う漏電遮断器を在来電気設備規定の回路	
			に使用してはならない。	
		附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
			この附属書は、在来電気設備規定によって施工する電気	
			設備用の住宅及び類似設備用の漏電遮断器について規定	
			する。	
		附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
			及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
		箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
		8.5	8.5 動作特性	
		8.5.2.4	8.5.2.4 過電流引外し特性に対する周囲温度の影響	
			基準温度以外の-5~40 ℃の範囲内の周囲温度で、漏電	
			遮断器の引外し特性を満足できないような影響があって	
			はならない。	
		附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び	
			漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事	
			項及び試験	
		G.5	G.5 組立要求事項	
		G.5.2	G.5.2 保護等級	

規格番号: JIS C 8222:2021

/961411	→ • 1⊐		(個川)相色巡り位 迪电师外受衣包	11C (RODO	5)	
						漏電ユニットの保護等級は、組み合わせる遮断器の保護
						等級より低くてはならない。
第一	、 条	耐熱性等を有	電気用品には、当該電気用品に通常想定さ	■該当	附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
		する部品及び	れる使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁	□非該当	箇条9	箇条9 試験
		材料の使用	性等を有する部品及び材料が使用されるも		9.14	9.14 耐熱性試験
			のとする。		9.14.1	9.14.1 供試品を規定の温度の恒温槽の中に規定時間保持
						したとき、供試品は、その後の使用を損なうような変化が
						あってはならない。
					9.15	9.15 耐過熱性能及び耐着火性能試験
						通電部品及び保護回路部品を保持する絶縁材料からなる
						漏電遮断器の外部部品は、規定のグローワイヤ試験に適
						合しなければならない。
					附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
					箇条9	箇条9 試験
					9.15	9.15 耐過熱性能及び耐着火性能試験
						コンセントとの突き合わせ面に接する漏電遮断器の外面
						であって、その栓刃に直接接する絶縁材料にあっては、保
						証トラッキング指数 (PTI) が規定値以上でなければなら
						ない。
					附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
						及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
					箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
					8.1.4	8.1.4 ねじ、通電部品及び接続部

規格番号: JIS C 8222:2021

児俗名:仕毛及い類似設備用 例	雨電遮断器-過電流保護装置付き(RCBC	OS)	
			通電部品は、保護導体用部品を含めて、装置内で生じる状
			態においてそれらの使用目的に適切な耐腐食性をもつ金
			属でできていなければならない。
		8.2	8.2 感電保護
			電線又は電線管用の開口部は、絶縁材料製か、絶縁材料の
			ブッシング又は同様な装置を設けなければならない。
		8.9	8.9 耐熱性能
			漏電遮断器は、熱に対して十分に耐えなければならない。
		箇条9	箇条9 試験
		9.14	9.14 耐熱性試験
		9.14.2	9.14.2 通電部品及び保護回路部品の位置を保持する絶縁
			材料からなる漏電遮断器の外部部品は、規定のボールプ
			レッシャ試験に適合しなければならない。
		附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び
			漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事
			項及び試験
		G.6	G.6 形式試験及び検証
			漏電ユニットは、附属書1に規定する耐熱性試験、耐過熱
			性能及び耐着火性能試験に適合しなければならない。
		附属書K	附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項
		K.8.2	K.8.2 外部導体用端子
			メールタブ及び平形接続端子は、機械的強度、電気的導電
			性及び使用環境に適した耐食性をもつ金属製のものでな

規格番号: JIS C 8222:2021

	- 1		(加川州电应附位 地电机水暖农电	(ければならない。
第七	条	感電に対する	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に	■該当	附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
第 1	号	保護	応じ、感電のおそれがないように、次に掲げ	□非該当	箇条9	箇条9 試験
			る措置が講じられるものとする。		9.14	9.14 耐熱性試験
			一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと		9.14.1	9.14.1 供試品を規定の温度の恒温槽の中に規定時間保持
			もに、必要に応じて、接近に対しても適切に			し、その後供試品を通常の使用状態で取り付けたとき、標
			保護すること。			準試験指は通常は接触できない充電部に接触してはなら
						ない。
					附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
						及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
					箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
					8.2	8.2 感電保護
						漏電遮断器は、通常使用状態に取り付けて配線したとき、
						充電部に接近可能でないように設計しなければならな
						V.
					箇条9	箇条9 試験
					9.6	9.6 感電保護の検証
						漏電遮断器を通常使用状態に取り付け、漏電遮断器に接
						続できる最小及び最大断面積の導体を接続したとき、標
						準試験指は、充電部に接触してはならない。
第七	条	感電に対する	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない	■該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
第 2	号	保護	ように抑制されていること。	□非該当		及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
					箇条8	箇条8 構造及び動作に対する要求事項

規格番号: JIS C 8222:2021

/ <u>\\</u> \(\(\frac{1}{1} - \ \)		(個用個电巡例的一週电机体喪表直	116 (KCDO	3)		
				8.1	8.1 機械的設計	
				8.1.1	8.1.1 一般事項	
					漏電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は	
					周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計	
					及び構造でなければならない。	
				附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び	
					漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事	
					項及び試験	
				G.6	G.6 形式試験及び検証	
				G.6.3	G.6.3 遮断器及び漏電ユニットの組立 (漏電遮断器) 試験	
					この附属書で規定する漏電遮断器に対して、規定する感	
					電に関する試験に適合しなければならない。	
第八条	絶縁性能の保	電気用品は、通常の使用状態において受け	■該当	附属書1	附属書1 JIS C 60364低王電気設備規定対応形漏電遮断器	
	持	るおそれがある内外からの作用を考慮し、	□非該当	箇条9	箇条9 試験	
		かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保		9.10	9.10 機械的及び電気的耐久性能の検証	
		たれるものとする。			漏電遮断器は、規定する耐電圧試験に合格しなければな	
					らない。	
				附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
				箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
				8.3	8.3 耐電圧性能及び断路能力	
				8.3.0D	8.3.0D 定格インパルス耐電圧 (Uimp) を宣言しない漏電	
					遮断器の雷インパルス耐電圧性能	
					定格インパルス耐電圧を宣言しない漏電遮断器は、雷イ	

規格番号: JIS C 8222:2021

<u>имени н</u>	工 1000 類的的	週电/// RUI	03)	
				ンパルス耐電圧試験に適切に耐えなければならない。
			箇条9	箇条9 試験
			9.7	9.7 絶縁性能の試験
			9.7.7A	9.7.7A 定格インパルス耐電圧 (Uimp) を宣言しない漏電
				遮断器の雷インパルス耐電圧性能の検証
				漏電遮断器は、規定のインパルス耐電圧試験に耐えなけ
				ればならない。
			9.10	9.10 機械的及び電気的耐久性能並びに過負荷開閉性能の
				検証
				漏電遮断器は、規定する耐電圧試験に合格しなければな
				らない。
			附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
				及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
			箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
			8.1.3	8.1.3 空間距離及び沿面距離(附属書B参照)
				最小の空間距離及び沿面距離は、規定の値以上でなけれ
				ばならない。
			8.2	8.2 感電保護
				漏電遮断器は、外部部品で通常使用状態で接近可能なも
				のは、絶縁材料で作られていなければならない。
				金属製の操作部は、充電部から絶縁しなければならない。
				その露出導電部は絶縁材料で覆わなければならない。
			8.3	8.3 耐電圧性能及び断路能力

規格番号: JIS C 8222:2021

WITH 1	正 100 及 100	川木喪表直刊さ(KCDC	/3/	
				漏電遮断器は、適切な耐電圧性能を確保しなければなら
				tavio
			箇条9	箇条9 試験
			9.7	9.7 絶縁性能の試験
			9.7.1	9.7.1 湿度に対する耐性
				試験後、供試品は規定の絶縁性能試験に耐えなければな
				らない。
			9.12	9.12 短絡試験
				規定の短絡試験後、漏電遮断器は、規定の耐電圧試験に耐
				えなければならない。
			附属書D	附属書D受渡試験
			D.3	D.3 耐電圧試験
				漏電遮断器は、規定の耐電圧試験において、フラッシオー
				バ及び絶縁破壊が生じてはならない。
			附属書E	附属書E 安全特別低電圧 (SELV) 用の補助回路に関する
				個別要求事項
				安全特別低電圧(SELV)に接続することを意図した補助
				回路の充電部は、規定の要求事項に従ってより高い電圧
				の回路から分離しなければならない。
			附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び
				漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事
				項及び試験
			G.6	G.6 形式試験及び検証

規格番号: JIS C 8222:2021

/ 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		(個用個电巡例品—则电侃休護表直	116 (KCDO	3)	
				G.6.3	G.6.3 遮断器及び漏電ユニットの組立 (漏電遮断器) 試験
					この附属書で規定する漏電遮断器に対して、規定する耐
					電圧試験に適合しなければならない。
				附属書K	附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項
				K.8.1	K.8.1 空間距離及び沿面距離(附属書B参照)
					漏電遮断器のメールタブに挿入した状態で平形接続端子
					の最小の空間距離及び沿面距離は、規定の値以上でなけ
					ればならない。
				附属書JD	附属書JD 定格インパルス耐電圧を表示しない装置の絶
					縁距離
					通常の使用状態において、人が触れるおそれのある外面
					に露出するおそれのある充電部は、適切な電気絶縁物に
					よって覆っていなければならない。
第 九 条	火災の危険源	電気用品には、発火によって人体に危害を	■該当	附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
	からの保護	及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	□非該当	箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
		ないように、発火する温度に達しない構造		8.10	8.10 耐過熱性能及び耐着火性能
		の採用、難燃性の部品及び材料の使用その			漏電遮断器の絶縁材料の外郭部分は、その近傍の通電部
		他の措置が講じられるものとする。			分が故障又は過負荷状態によって高温になった場合、発
					火したり、火が広がったりしてはならない。
				附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
				箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
				8.10	8.10 耐過熱性能及び耐着火性能
					漏電遮断器の本体に栓刃をもち、電源に直接接続するも

規格番号: JIS C 8222:2021

/у <u>ын-н • н</u>		加川州电巡門宿	返电师怀段双臣	11 C (Itebe	5/		
						のは、その近傍の通電部分が故障又は過負荷状態によっ	
						て高温になった場合、発火したり、火が広がったりしては	
						ならない。	
					附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
						及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
					箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
					8.4	8.4 温度上昇	
						取付面に直接接触する漏電遮断器の面を含むその他の外	
						面部分の温度上昇限度は、規定する限界値を超えてはな	
						らない。	
					箇条9	箇条9 試験	
					9.8	9.8 温度上昇試験	
						規定の試験中、温度上昇は規定する値を超えてはならな	
						V'o	
					9.12	9.12 短絡試験	
						短絡試験試験中、漏電遮断器は、アークが持続してはなら	
						ない。	
					9.12.12	9.12.12 短絡試験後の漏電遮断器の検証	
						規定の短絡試験において、漏電遮断器に覆ったさらしか	
						なきんが着火してはならない。	
					9.12.13	9.12.13 定格漏電投入及び遮断容量(I Δ m)の検証	
						規定の試験を行った後、漏電遮断器に覆ったさらしかな	
						きんが着火してはならない。	
						9.12.13A コード短絡保護機能の検証	
	•						

規格番号: JIS C 8222:2021

				9.12.13A	コード被覆溶融保護試験後、コードの被覆が溶融せず、か
					つ、コードの導体が溶断してはならない。
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	■該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
		体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	□非該当		及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと		箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
		等の火傷を防止するための設計その他の措		8.4	8.4 温度上昇
		置が講じられるものとする。			漏電遮断器の手動操作中に人が触れる可能性がある外部
					部品の温度上昇限度は、規定する値を超えてはならない。
				箇条9	箇条9 試験
				9.8	9.8 温度上昇試験
					漏電遮断器の手動操作中に人が触れる可能性がある外部
					部品の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。
第 十 一	機械的危険源	電気用品には、それ自体が有する不安定性	■該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
条第 1 項	による危害の	による転倒、可動部又は鋭利な角への接触	□非該当		及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
	防止	等によって人体に危害を及ぼし、又は物件		箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
		に損傷を与えるおそれがないように、適切		8.2	8.2 感電保護
		な設計その他の措置が講じられるものとす			裏打ちは、適切な厚さ及び機械的強度をもち、鋭い角が生
		వ .			じる位置には適切な保護を施さなければならない。
第 十 一	機械的危険源	2 電気用品には、通常起こり得る外部か	■該当	附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
条第 2 項	による危害の	らの機械的作用によって生じる危険源によ	□非該当	箇条9	箇条9 試験
	防止	って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷		9.13	9.13 耐機械的衝撃及び打撃の検証
		を与えるおそれがないように、必要な強度		9.13.1	9.13.1 機械的衝擊
		を持つ設計その他の措置が講じられるもの			漏電遮断器を規定の高さから落下させたとき、漏電遮断

規格番号: JIS C 8222:2021

とする。 器は、開路してはならない。	
9.13.2 9.13.2 機械的打擊	
漏電遮断器に規定の衝撃を加えたとき、充電	電部に近接で
きる又は漏電遮断器の継続使用を損なうよう	うなカバーの
破損、操作装置、絶縁材料の裏打ち、バリアな	などの損傷が
あってはならない。	
附属書2 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	2
箇条8 箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
8.17B 8.17B 差込接続式漏電遮断器に対する追加要	求事項
差込接続式漏電遮断器は、次の試験に適合し	しなければな
らない。	
一自重落下強度試験	
—————————————————————————————————————	
ーコード引止部強度試験、等	
9.13 機械的衝擊	
9.13.1 9.13.1 振動試験	
漏電遮断器を製造業者が意図する通常の使用	用状態に取り
付け、規定の振動試験を行ったとき、漏電遮ち	所器は開放せ
ず、各部に異常があってはならない。	
9.13.2 9.13.2 衝撃加速度試験	
漏電遮断器を製造業者が意図する通常の使用	用状態に取り
付け、規定の衝撃加速度試験を行ったとき、派	帰電遮断器 は
各部に異常があってはならない。	

規格番号: JIS C 8222:2021

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	上 100 類 100	一	11 C (KCDO)	3/		_
				附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
					及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.5	9.5 外部銅導体用ねじ式端子の信頼性試験	
					端子に規定する最小及び最大断面積の銅導体で、単線又	
					はより線のうちいずれか最も不利な方を接続し、規定す	
					るトルクで締め付けたとき、導体には、不適切な損傷及び	
					断線があってはならない。	
				9.13.2.2	9.13.2.2 レール取付用漏電遮断器に規定の力を加えたと	
					き、漏電遮断器は外れてはならない。	
				9.13.2.3	9.13.2.3 差込形漏電遮断器	
					その接続だけで固定する差込形遮断器に規定の力加えた	
					とき、漏電遮断器側の部分が、端子台からゆるんだり、外	
					れていたりしてはならない。	
				附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び	
					漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事	
					項及び試験	
				G.6	G.6 形式試験及び検証	
				G.6.2	G.6.2 漏電ユニットの試験	
					漏電ユニットは、指定の導体を接続した端子への規定の	
					張力試験を満足しなければならない。	
				G.6.3	G.6.3 遮断器及び漏電ユニットの組立 (漏電遮断器) 試験	
					この附属書で規定する漏電遮断器に対して、試験指に規	

規格番号: JIS C 8222:2021

<u> </u>	工-1人人 類的的	一则电侃休费表直	116 (KCDO)	3/		
					定の力を加えたとき、エンクロージャ及びカバーは、試験	
					指が充電部に接触するほどの変形があってはならない。	
				附属書J	附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の漏電遮断器の	
					個別要求事項	
				J.9	1.9 試験	
				J.9.1	J.9.1 ねじなし端子の信頼性試験	
				J.9.1.1	J.9.1.1 ねじなし方式の信頼性	
					規定の導体を端子に挿入後、挿入した導体を90° 捻回さ	
					せ、その後取り外したとき、端子は、使用上障害となるよ	
					うな損傷があってはならない。	
				J.9.1.2	J.9.1.2 接続信頼性の試験	
					規定の導体を端子内にできる限り押し込むか、又は明ら	
					かに十分な接続ができるまで差し込んだとき、導体の素	
					線は、端子から外れてはならない。	
				J.9.2	J.9.2 外部導体用端子の信頼性試験:機械的強度	
					端子に規定の導体を取り付け、導体に規定の引張力を加	
					えたとき、導体は端子から抜けてはならない。	
				附属書K	附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項	
				K.8	K.8 構造要求事項	
				K.8.2	K.8.2 外部導体用端子	
					メールタブに規定の機械的過負荷試験を行ったとき、メ	
					ールタブは確実に保持しなければばらない。	
				K.9	K.9 試験	

規格番号: JIS C 8222:2021

		7佣用佣电巡例品—则电机体设表直	1.1 G (KCDO	3)	T	
				K.9.5	K.9.5 機械的過負荷	
					メールタブ本体又はメールタブを組み込んだ漏電遮断器	
					に規定の機械的過負荷試験を行ったとき、漏電遮断器は、	
					継続使用を損なうような損傷があってはならない。	
				附属書JA	附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器	
				JA.6	JA.6 単相3線式中性線欠相保護機能に関する構造及び動	
					作に対する要求事項	
					単相3線式中性線欠相保護装置の過電圧検出リード線に	
					規定の張力試験を行ったとき、過電圧検出リード線はこ	
					れに耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学	■該当	附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
	による危害又	物質が流出し、又は溶出することにより、人	□非該当	箇条9	箇条9 試験	
	は損傷の防止	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え		9.10	9.10 機械的及び電気的耐久性能の検証	
		るおそれがないものとする。			漏電遮断器は、規定の回数の閉・開路操試験後、コンパウ	
					ンドのしみ出しがあってはならない。	
				附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.10	9.10 機械的及び電気的耐久性能並びに過負荷開閉性能の	
					検証	
					漏電遮断器は、規定の回数の閉・開路操試験後、コンパウ	
					ンドのしみ出しがあってはならない。	
第十三条	電気用品から	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれの	□該当	_	_	部品であり、人
	発せられる電	ある電磁波が、外部に発生しないように措	■非該当			体に危害を及ぼ

規格番号: JIS C 8222:2021

書の防止 電磁波が発生しないため、非該 当が妥当と考える。 第 十 四 条 使用方法を考		304) · · · · · ·			·		1 1
ないため、非該当が突当と考える。 第十四条 使用方法を考 電気用品は、当該電気用品に通常想定され		磁波による危	置されているものとする。				すおそれのある
第十四条 使用方法を考 電気用品は、当該電気用品に通常想定され ■該当 財展書1JUS C 60364低圧電気設備規定対応形備電速新器		害の防止					電磁波が発生し
第十四条 使用方法を考 電気用品は、当該電気用品に通常想定され 虚した安全設							ないため、非該
第十四条 使用方法を考慮した安全設							当が妥当と考え
應した安全設							る。
計 危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお それがないように設計され、及び必要に応 じて適切な表示をされているものとする。 第 十 五 始動、再始動 条第 1 項 及び停止によ る危害の防止 れがないものとする。 第 十 五 始動、再始動 を表として、又は物件に損傷を与えるおそ れがないものとする。 ■該当 日本により、 日本により、日本により、 日本により、	第十四条	使用方法を考	電気用品は、当該電気用品に通常想定され	■該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
それがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 8.1 8.1 機械的設計 8.1.1 一般事項 漏電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は 周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計 及び構造でなければならない。 第 十 五 始動、再始動 意気用品は、不意な始動によって人体に危 書を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ わがないものとする。 第 1 項 及び停止による危害の防止 る危害の防止 第 2 項 及び停止によきは、再始動によって人体に危害を及ぼし、 スは物件に担傷を与えるおそれがないものとする。 ■該当 第 1 項 とび呼ば、		慮した安全設	る無監視状態での運転においても、人体に	□非該当		及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
じて適切な表示をされているものとする。 81.1 81.1 一般事項 漏電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は 周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計 及び構造でなければならない。 第 十 五 始動、再始動 書を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ る危害の防止 れがないものとする。 『		計	危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお		箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
編電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は 周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計 及び構造でなければならない。 第 十 五 始動、再始動 条第 1 項 及び停止によ る危害の防止 れがないものとする。 「			それがないように設計され、及び必要に応		8.1	8.1 機械的設計	
周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計 及び構造でなければならない。 第 十 五 始動、再始動 電気用品は、不意な始動によって人体に危 書を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ る危害の防止 れがないものとする。 第 1 項 とび停止によ る危害の防止 れがないものとする。 第 1 五 始動、再始動 電気用品は、動作が中断し、又は停止したと 系第 2 項 及び停止によ る危害の防止 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの ■該当 「附属書1及び2 「対域性に関する要求事項			じて適切な表示をされているものとする。		8.1.1	8.1.1 一般事項	
第 十 五 始動、再始動 電気用品は、不意な始動によって人体に危 書を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ る危害の防止 れがないものとする。 第 十 五 始動、再始動 電気用品は、不意な始動によって人体に危 書を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ 「申討数当 「申討数」 「申討数当 「申討数計表 「申述数計表 「申述数計表 「申述数計表 「申述表表 「申述表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表						漏電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は	
第 十 五 始動、再始動 電気用品は、不意な始動によって人体に危 書を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ コ 項 及び停止によ る危害の防止 れがないものとする。						周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計	
条第 1 項 及び停止による危害の防止 害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 □非該当 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 箇条8 箇条8 箇条8 商条8 構造及び動作に関する要求事項 8.1 8.1 機械的設計 8.1.2 機構 漏電遮断器は、手動で開閉できなければならない。 第 十 五 始動、再始動 電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、る危害の防止 回非該当 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び停止による危害の防止 さは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないもの 回非該当 遊条8 商条8 構造及び動作に関する要求事項						及び構造でなければならない。	
る危害の防止 れがないものとする。	第 十 五	始動、再始動	電気用品は、不意な始動によって人体に危	■該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
8.1 機械的設計 8.1.2 機構 8.1.2 機構 編電遮断器は、手動で開閉できなければならない。 第 十 五 始動、再始動 電気用品は、動作が中断し、又は停止したと 条第 2 項 及び停止によ さは、再始動によって人体に危害を及ぼし、 スは物件に損傷を与えるおそれがないもの ある危害の防止 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの ある危害を及ぼし、 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの ある後表を表にし、 スは物件に関する要求事項	条第 1 項	及び停止によ	害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ	□非該当		及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
8.1.2 8.1.2 機構 漏電遮断器は、手動で開閉できなければならない。 第 十 五 始動、再始動 電気用品は、動作が中断し、又は停止したと 意該当		る危害の防止	れがないものとする。		箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
編電遮断器は、手動で開閉できなければならない。 第 十 五 始動、再始動 電気用品は、動作が中断し、又は停止したと ■該当 附属書1及び2 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び停止によ さは、再始動によって人体に危害を及ぼし、 □非該当 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 6条8 構造及び動作に関する要求事項					8.1	8.1 機械的設計	
第 十 五 始動、再始動 電気用品は、動作が中断し、又は停止したと ■該当 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器					8.1.2	8.1.2 機構	
条第 2 項 及び停止によ きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、 □非該当 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 る危害の防止 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの 箇条8 備造及び動作に関する要求事項						漏電遮断器は、手動で開閉できなければならない。	
る危害の防止 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの 箇条8 構造及び動作に関する要求事項	第十五	始動、再始動	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	■該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
	条第 2 項	及び停止によ	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	□非該当		及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
レナス 0.1 2.1 2.1 2.1 2.1 2.1 2.1 2.1 2.1 2.1 2		る危害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの		箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
とりる。 8.1 (技術な中が記え)			とする。		8.1	8.1 機械的設計	

規格番号: JIS C 8222:2021

/ <u>// </u>		加川州电巡門部 迪电机水暖表色	11C (KCDO	5/		
				8.1.2	8.1.2 機構	
					漏電遮断器は、引外し自由機構をもたなければならない。	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.9	9.9 動作特性の検証	
				9.9.2	9.9.2 過電流状態の下での動作特性の検証	
				9.9.2.2A	9.9.2.2A 越流試験	
					漏電遮断器は、自動動作してはならない。	
第十五	始動、再始動	電気用品は、不意な動作の停止によって人	■該当	附属書1	附属書1 JIS C 60364低王電気設備規定対応形漏電遮断器	
条第 3 項	及び停止によ	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え	□非該当	箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
	る危害の防止	るおそれがないものとする。		8.12	8.12 電源電圧依存形漏電遮断器に対する要求事項	
					電源電圧依存形漏電遮断器は、規定の電圧範囲内に対し	
					ても正常に動作しなければならない。	
				附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
					及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
				箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
				8.1	8.1 機械的設計	
				8.12A	8.12A 主回路に過電流が流れた場合の漏電遮断器の動作	
					タイプJの漏電遮断器は、規定する過電流状態の下で動作	
					してはならない。	
第十六条	保護協調及び	電気用品は、当該電気用品を接続する配電	■該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
	組合せ	系統や組み合わせる他の電気用品を考慮	□非該当		及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
		し、異常な電流に対する安全装置が確実に		箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
		作動するよう安全装置の作動特性を設定す		8.1	8.1 機械的設計	

規格番号: JIS C 8222:2021

/9LIH-H • 11		(個月)納电巡門部 迪电师休受衣包	11 C (ICODO	5)	
		るとともに、安全装置が作動するまでの間、		8.1.5	8.1.5 外部導体用端子
		回路が異常な電流に耐えることができるも			漏電遮断器は、規定した公称断面積の銅導体を接続でき
		のとする。			る端子でなければならない。
				附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び
					漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事
					項及び試験
				G.5	G.5 組立要求事項
				G.5.4	G.5.4 電気的協調
					漏電ユニットの端子は、組み合わせるように設計した遮
					断器の定格電流に対して規定する範囲の公称断面積導体
					の接続ができなければならない。
第十七条	電磁的妨害に	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	■該当	附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
	対する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防	□非該当	箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
		止する構造であるものとする。		8.17	8.17 電磁両立性 (EMC)
					漏電遮断器は、関連する電磁両立性 (EMC) の要求事項
					を満足しなければならない。
				附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
				箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
				8.17A	8.17A 放射電磁波不動作
					放射電磁波不動作試験を行ったとき、動作してはならな
					V.
				8.17A.1	8.17A.1 高調波電流重畳引外し
					高調波電流重畳引外し試験を行ったとき、感度電流値は、

規格番号: JIS C 8222:2021

<u> </u>		(佣/川州电巡凹部 迪电/川水受衣)	FILE (KCDC	3)		
					定格漏電不動作電流の値を超え、定格感度電流の値以下	
					でなければならない。	
				8.17A.2	8.17A.2 高周波電流重畳引外し	
					高周波電流重畳引外し試験を行ったとき、感度電流値は、	
					定格漏電不動作電流の値を超え、定格感度電流の値以下	
					でなければならない。	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.19	9.19 インパルス電圧によって生じるサージ電流での漏電	
					遮断器の不要動作の検証	
				9.19.2A	9.19.2A 雷インパルス不動作試験	
					雷インパルス不動作試験を行ったとき、動作してはなら	
					ない。	
				附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び	
					漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事	
					項及び試験	
				G.6	G.6 形式試験及び検証	
				G.6.3	G.6.3 遮断器及び漏電ユニットの組立 (漏電遮断器) 試験	
					この附属書で規定する漏電遮断器に対して、表12に規定	
					する形式試験(電磁両立性(EMC)の要求事項)を適用	
					しなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	■該当	附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	
		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	□非該当	箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項	
		音を発生するおそれがないものとする。		8.17	8.17 電磁両立性 (EMC)	

規格番号: JIS C 8222:2021

/ <u>/</u> /		《湘州州电巡例品—则电师休谟表直	116 (KCDO	3)	
					漏電遮断器は、関連する電磁両立性 (EMC) の要求事項
					を満足しなければならない。
				附属書2	附属書2: 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
				箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
				8.17C	8.17C 雑音の強さ
					定格電圧が300 V以下で、定格電流が100 A以下の漏電遮
					断器は、JISC8300の附属書O(雑音の強さ)の要求事項を
					満たさなければならない。
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上	■該当	箇条6	箇条6表示及び他の製品情報
		の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年	□非該当		漏電遮断器には、容易に消えない方法で、規定の表示をし
		法律第百四号)によるものを除く。)を、見			なければならない。
		やすい箇所に容易に消えない方法で表示さ		附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
		れるものとする。		箇条9	箇条9 試験
				9.14	9.14 耐熱性試験
				9.14.1	9.14.1 耐熱性試験後、表示は読み取れなければならない。
				附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
					及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
				箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
				8.1	8.1 機械的設計
				8.1.2	8.1.2 機構
					表示灯を用いる場合、表示灯は漏電遮断器が閉路してい
					るときに点灯し、明るい色でなければならない。主接点の
					位置表示を分離した機械的表示装置で行う場合は、閉路

規格番号: JIS C 8222:2021

79010 0 12		(加川州电巡門部 迪电机杯受衣包	11 C (Repo	5/		
					位置を赤色とし、開路位置を緑色で表示しなければなら	
					ない。	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.3	9.3 表示の不滅性試験	
					不滅性試験後、表示は容易に判読できなければならない。	
				附属書JA	附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器	
				JA.4	JA4 表示	
					表示は、取付位置で明確に見えなければならない。	
第二十	表示等(長期	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規	□該当	_	_	_
条第 1 号	使用製品安全	定によるほか、当該各号に定めるところに	■非該当			
	表示制度によ	よる。				
	る表示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は				
		電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のも				
		のに限り、毛髪乾燥機を除く。) の機能を兼				
		ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい				
		箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え				
		ない方法で、次に掲げる事項を表示するこ				
		と。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製				
		品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第				
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計				
		標準使用期間をいう。以下同じ。)				

規格番号: JIS C 8222:2021

		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機	□該当	_	-	_
条第 2 号	使用製品安全	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	■非該当			
	表示制度によ	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事				
	る表示)	項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装	□該当	_	_	_
条第 3 号	使用製品安全	置を有するものを除く。)及び電気脱水機	■非該当			
	表示制度によ	(電気洗濯機と一体となっているものに限				
	る表示)	り、産業用のものを除く。) 機器本体の見				
		やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易				
		に消えない方法で、次に掲げる事項を表示				
		すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				

規格番号: JIS C 8222:2021

		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のも	□該当	_	_	_
条第 4 号	使用製品安全	のに限り、産業用のものを除く。) 機器本	■非該当			
	表示制度によ	体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か				
	る表示)	つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項				
		を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				